令和７年３月31日

生　徒　心　得

淀川工科高等学校の生徒として集団生活をしている以上学校の秩序を保持し，生徒としてルールを守った行動を取るようにしなければならない。ここに記した心得はこのような目標のもとに，生徒のとるべき態度について一つの標準を示すものであり，常にこれを実践して行くことにより，その成果が期待できるものである。

１．頭髪規程

故意によるパーマ・染色・脱色・ピアスは禁止とし，本校生として自覚のある身なりに努めること。

２．服装規程

⑴　制服等着用期間

- 制服（男子は学ラン、女子はブレザー）は通年着用可とする。
- 略装（カッターシャツ、ブラウス）は5月1日から10月31日までの間とする。
- 防寒着着用許可期間は12月1日から3月31日までの間とする。

⑵　制服について

制服は通年着用可とする。

制服は、教室においてクーラーが利用できるようになって、通年着装可能に改定した。個人差によるクーラーへの寒さ対策は制服で行うこと。

【男子】

- 男子の制服は、上着は黒詰襟標準服で黒の学生ズボン、ベルトを着用する。
- 校章・系学年章については、左の襟に「校章」、右襟に1年生は「学年章（Ⅰ）」、２年生以上または工学系は「系章（MERS）」をつける。系章はM（機械系）、E（電気系）、R（メカトロニクス系）、S（工学系）とする。
- 上着の下は白カッターシャツを着用すること。
- 季節による防寒対策は、制服の下に着る服装で温度調節を行うこと。
- 教室等で暑い場合は授業担当教員の許可を受け脱いでもよいが、華美な服装の場合は許可されないこともある。教室を出る場合は制服を着用すること。

- 公式な集会（始業・終業式、講演・講習会、全校集会、学年集会等）においては制服を必ず着用すること。

【女子】

- 女子の制服は、上着は紺色ブレザーに紺色スカートとする。
- 紺色スカートの代わりに黒もしくは紺の学生ズボンを着用することも可能であるが、ズボン着用の場合はベルトを着用すること。
- 校章・系学年章については、ブレザーポケットの左側に「校章」、右側に1年生は「学年章（Ⅰ）」、2年生以上または工学系は「系章（MERS）」をつける。系章はM（機械系）、E（電気系）、R（メカトロニクス系）、S（工学系）とする。
- 上着の下は、白カッターシャツまたは白ブラウスを着用すること。
- 季節による防寒対策は、制服の下に着る服装で温度調節を行うこと。
- 教室等で暑い場合は授業担当教員の許可を受け脱いでもよいが、華美な服装の場合は許可されないこともある。教室を出る場合は制服を着用すること。
- 公式な集会（始業・終業式、講演・講習会、全校集会、学年集会等）においては制服を必ず着用すること。

⑶　略装について

略装（カッターシャツ、ブラウス）は5月1日から10月31日までの間とする。

本校では制服を通年着用可としているが、気温が高くなる時期に正式な制服ではない「略装」での登校を許可している。略装期間の前後では気温が低くなることも想定されるが、カーディガン等を略装の上に着ての登校は「私服」とし指導するので、気温の変化には制服で対応すること。

【男子】

- 男子の略装は、白カッターシャツまたは白開襟シャツに黒の学生ズボン、ベルトを着用すること。
- 略装の上にセーター、カーディガン、パーカー等、制服以外の着衣は「私服」とし、厳禁である。
- 教室内のクーラーに対する防寒は、制服で対応すること。

【女子】

- 女子の略装は、白カッターシャツまたは白ブラウスに紺色スカートとする。
- 紺色スカートの代わりに黒もしくは紺の学生ズボンを着用することも可能であるが、ズボン着用の場合はベルトを着用すること。
- 女子はカッターシャツからの透けを防止するため「ベスト」の着用を認めるが、紺、白、グレーで無地（ワンポイント可）のベストを選ぶこと。
- 略装の上にセーター、カーディガン、パーカー等、制服以外の着衣は「私服」とし、厳禁である。
- 教室内のクーラーに対する防寒は、制服で対応すること。

⑷　防寒着について

防寒着着用許可期間は12月1日から3月31日までの間とする

防寒着の着装は、最高気温が常に10度を下回る場合の着用を想定し着用許可期間を設定している。それまでの間は、制服の下に着る衣服で温度調整をすること。

- 防寒着着用許可期間外においては、制服の下に着る服装で温度調節をすること。
- 防寒着は、制服を着用しても寒さを防ぐことができない場合の補助的服装であるので、制服の上にのみ着用を許可する。制服を着ないで防寒着を着ている場合は、「私服」として扱うので注意すること。
- 校舎内での防寒着の着用は禁止である。防寒着の着用は登下校時のみとする。
- 廊下等で防寒着を着ての移動はしないこと。
- マフラー・手袋は防寒着の規定には含まないが、常識として校舎内では外すこと。
- インフルエンザ・コロナ感染予防等で換気をする場合、外気流入で寒い場合のみ、教室内での防寒着着用は許可する。その場合は、制服を必ず着用し、授業担当の許可を得ること。
- 体調不良等で防寒着が必要な場合は、担任または授業担当に理由を告げ、許可を得ること。
- その他、長期的に防寒着の着用が必要な場合には、生活指導部に申し出て「異装許可」を得ること。

⑸　バッジ取付位置

〈男子制服〉

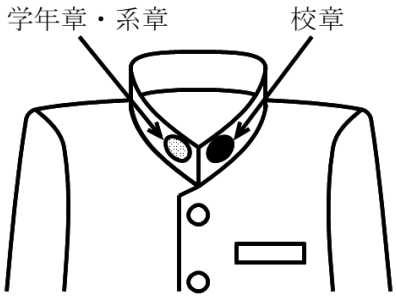

〈女子制服〉

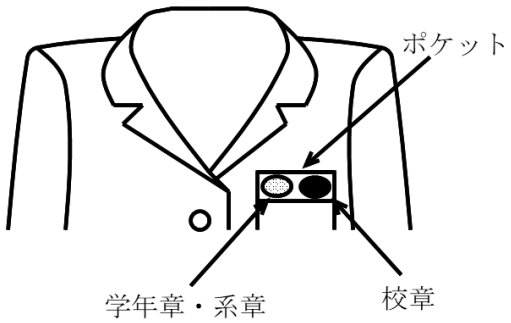

⑹　校内では規定のはきものを使用すること。ただし，負傷等により規定のはきものが使用できない時は，生活指導部の許可を受けること。

⑺　実習服，実習帽，体操服は，常に清潔にすること。

⑻　その他，生徒としての品位を失うような身なりはしないこと。

３．言語・態度

⑴　言語は明晰，態度は温和であること。

⑵　長上には敬意を表し，礼儀作法をよくわきまえること。

⑶　粗暴な態度，野卑な言葉は厳重に慎むこと。特に暴力は一切用いないこと。

⑷　お互いの人権を尊重する態度を養うこと。

４．校内生活

⑴　校内では常に清潔・整頓を旨とし，環境の美化に努めること。

⑵　落書をせず，紙屑等は捨てぬこと。

⑶　共同使用の建物・器具等の取扱いに特に注意すること。もし破損した場合は直ちに生活指導部に届け出て指示を受けること。

⑷　登校後は許可なく校門を出ないこと。

⑸　所有物には必ず記名しておくこと。

⑹　金銭・物品の貸借は出来るだけしないこと。また物品の売買は厳に慎むこと。

⑺　金銭や物品等の盗難・紛失及び拾得の場合には，必ず生活指導部まで届け出て指示を受けること。

⑻　登校（始業８時30分）の時間を厳守し，欠席・遅刻・早退はできるだけしないこと。

ａ．欠席した時は，保護者よりホームルーム担任へ届け出ること。

ｂ．遅刻した時は，その旨，口頭でホームルーム担任へ届け出ること。

ｃ．欠課・早退するときは必ずホームルーム担任，及び生活指導部の許可を受けること。

ｄ．家族の死亡による忌引は早急に届け出ること。

忌引日数は次の通りとする。

父　　母	５日以内
祖父母兄弟姉妹	３日以内
伯（叔）父母	１日

ただし，遠隔地の場合は往復日数を加算する。

保護者が父母でない場合は父母に準ずる。

⑼　登・下校時に単車・自動車の使用は禁止する。学校行事，部活動などで学校以外の場所に行くときも同様とする。

⑽　携帯電話の使用についてはマナーを守り，特に授業中の使用は禁止とする。

５．校外生活

⑴　誘惑に負けず毅然たる態度と，秩序正しい生活を実践し，正義感と理性的態度を堅持すること。

⑵　公徳心をわきまえ，すべてのものに愛情をもち，暴力行為を厳に慎むこと。

⑶　生徒としての品位を維持し，車中，歩行中には，他の人に不快な感情を抱かせないよう，言動に注意すること。
⑷　喫煙，飲酒は絶対にしないこと。
⑸　未成年者の立ち入りが禁止されている場所には立ち入らない。
⑹　常に生徒証を所持すること。特に紛失しないように注意すること。
⑺　旅行等で家を離れる場合は，必ずホームルーム担任まで届け出ること。
⑻　覚せい剤，大麻，シンナー，危険ドラッグ等の薬物の誘惑には注意し，絶対に手を出さないこと。